

# 町立北方保育園・町立こども園 位置図



**北保育園** TEL324-0254  
住所／北方1640番地の1



**中保育園** TEL324-8313  
住所／北方1857番地の3



**南保育園** TEL324-0611  
住所／高屋勅使1丁目52番地



**町立こども園** TEL324-5721  
住所／北方1367番地の1



**ちびっこ園** TEL324-1101  
住所／高屋白木1丁目55番地の2

問い合わせ先  
 北方町役場 福祉子ども課  
 TEL 058-323-1119  
 北方町教育委員会  
 TEL 058-323-1115  
 北方町ホームページ  
<http://www.town.kitagata.gifu.jp>



令和6年度

# 保育園・認定こども園等 入園案内

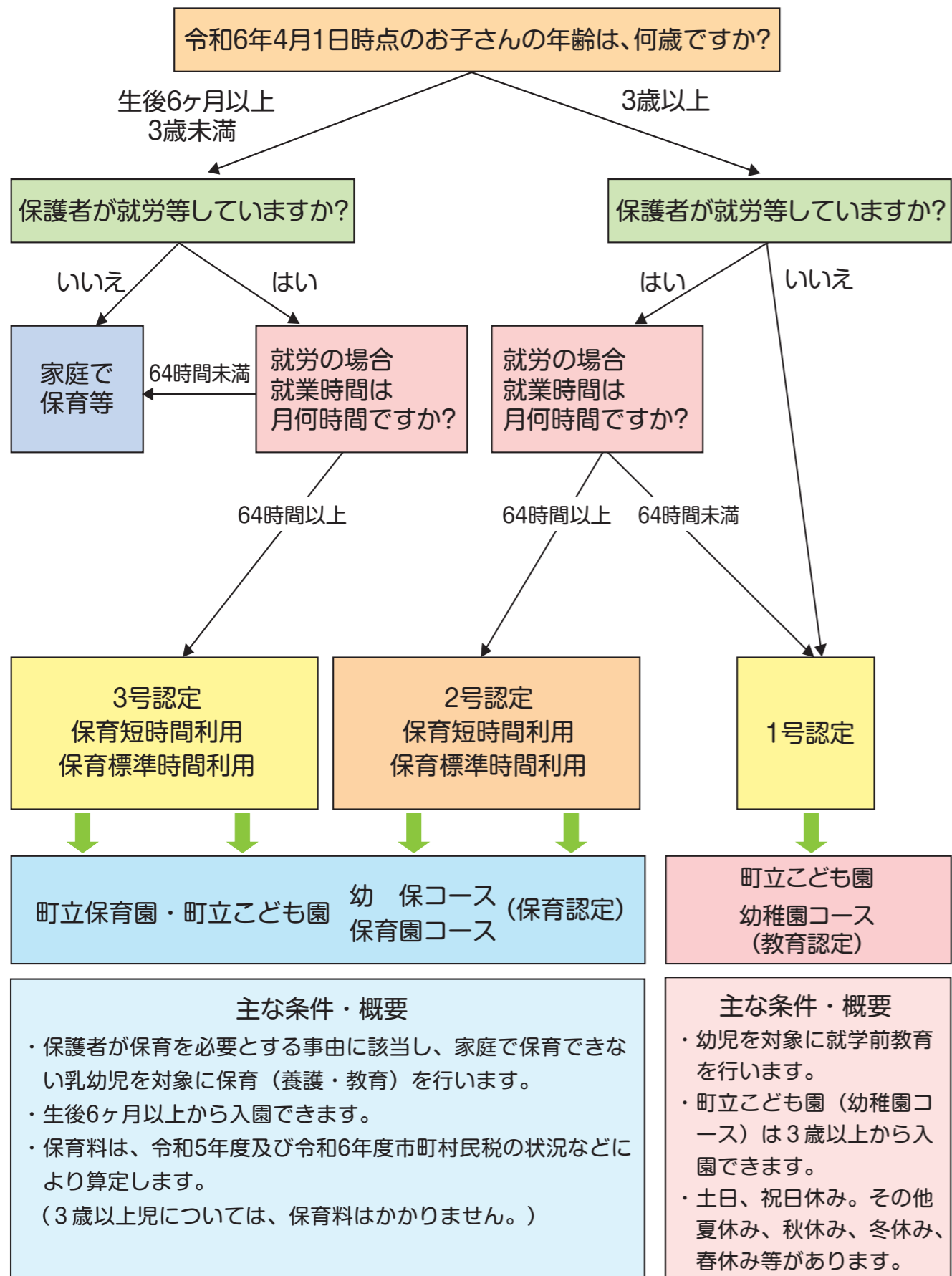


北方町

# 町立保育園 と 町立こども園

- ・幼稚園コース(3～5歳児・1号認定)
- ・幼保コース(3～5歳児・2号認定)
- ・保育園コース(0～2歳児・3号認定)

## 選択フローチャート



## 認定こども園とは

認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持っています。町立こども園の幼稚園コースの方は3歳以上の幼児に対して小学校に入学するまでの教育を行います。保護者の就労などの理由により入園申込を受ける保育園とは異なり、保護者の就労状況等に関係なく利用を希望できます。また、幼保コース、保育園コースの方は保育園と同じように保護者の就労などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に「保育の支給認定」を受け、利用を希望することができます。

## 保育所(園)とは

保育所は、保護者が働いているなどの理由のため、就学前児童を家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育を行うことを目的とした児童福祉法に基づく施設です。そのため、「教育のため」「集団生活に慣れさせるため」「同年代の友達と遊ばせたい」「下のお子さんの保育に手間がかかる」などの理由では入所は認められません。保育を受けるためには、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に「保育の支給認定」を受けることで、利用することができます。

## 支給認定について

「子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)」により保育所等(新制度に移行した施設)を利用する場合は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

### 1. 支給認定とは

新制度では下記の3つの区分の認定に応じて、施設(幼稚園、保育所、認定こども園等)の利用先が決まります。

認定区分(令和6年4月1日現在)	内容	利用時間区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	1号認定	教育を希望される場合(教育認定)	教育標準時間 幼稚園、認定こども園
	2号認定	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合(保育認定)	保育標準時間 もしくは 保育短時間 保育所、認定こども園
満3歳未満	3号認定		保育所、認定こども園 地域型保育事業

### 2. 保育の必要性の事由

- 就労 1ヶ月において、64時間以上労働することを常態としていること。
- 妊娠・出産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(認定期間は、産前6週・産後8週経過後の月末までです)
- 疾病等 肉体的・精神的に疾病・障害を有していること。
- 看護等 同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること。
- 災害等 震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっていること。
- 求職 求職活動(起業の準備を含む)を継続的にしていること。
- 就学 学校、専修学校等に在学していること(職業訓練等を含む)。
- 虐待・DV 児童虐待又はDVのおそれがあると認められること。
- 育児休業 育児休業取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること。
- その他 上記に類する状態として町長が認める場合

※②及び⑨の詳細い条件や期間については福祉子ども課までお問い合わせください。



## 保育園・こども園一覧表

名称	公立私立	定員	年齢	標準保育時間	延長保育
北方北保育園	公立	70名	1歳～5歳	7:30～17:30	×
北方中保育園	公立	165名	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	19時まで
北方南保育園	公立	200名	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	19時まで
町立こども園	公立	180名	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	19時まで
ちびっこ園。	私立	19名	3ヶ月～2歳	7:30～18:30	×

※令和7年4月以降、町立保育園の民営化及び統廃合に伴い閉園となる園があります。詳しくは「町立保育園の民営化の概要について」をご覧ください。

## 教育・保育時間

	1号認定	2号認定	3号認定
時間	9:00～14:00	保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 (北保育園は17:30まで)	
休日	土日・祝日・年末年始 春休み・夏休み・冬休み等あり	日曜・祝日・年末年始	
対象者のみ	預かり保育 14:00～17:00	延長保育 18:30～19:00 土曜保育	

### ○預かり保育 1号認定対象（町立こども園のみ）

対象者：就労等の理由により保育の必要性がある1号認定の在園児。

利用時間：14:00～17:00

利用方法：園へ申し込みしてください。「保育の支給認定」を受ける必要があります。

利用料金：1回350円（おやつ代50円含む）

その他：行事等により預かり保育を実施しない日があります。詳しくは園へお問い合わせください。



### ○延長保育 2・3号認定対象（中保育園・南保育園・町立こども園）

対象者：勤務・通勤時間の都合などで標準時間内（18:30まで）を超えて保育を希望する在園児。

利用時間：18:30～19:00

利用方法：「延長保育申請書」を園へ提出してください。

利用料金：月額1,200円（おやつ代）

### ○土曜保育 2・3号認定対象（中保育園・町立こども園・ちびっこ園。）

対象者：土曜日に保育の必要性がある在園児。

利用時間：保育短時間 8:30～12:00

保育標準時間 7:30～12:00（ちびっこ園。は8:00から）

利用方法：園へお問い合わせください。



## 送迎について

- ① 園児の通園は保護者の責任において送り迎えをしてください。通園バスはありません。
- ② 園の安全管理上、決まった人が送り迎えを行うようにしてください。  
別の人が送り迎えをする場合は、事前にご連絡ください。  
防犯上、送迎時に必ず保護者証をご提示ください。
- ③ お迎えの時間や送迎時の駐車場所は、必ず守ってください。
- ④ 送迎時は、必ずお子さんと手をつないで横断歩道を渡ってください。



## 入所(園)手続きについて

- 受付期間 令和5年9月1日（金）～9月15日（金）（期間中は先着順ではありません）  
午前8時30分～午後5時15分（土・日は除く）  
ただし、定員に達しない場合の随時申し込みは、入所希望月の前月10日まで受付をします。
- 受付場所（教育認定：1号認定）北方町役場 教育委員会  
（保育認定：2号認定、3号認定）北方町役場 福祉子ども課  
※保育園等では受付いたしません。
- 提出書類『支給認定申請書兼入所申込書』※申込書類等は、役場においてあります（教育認定・保育認定を問わず、入所（園）を希望される方は、お子様一人につき1枚提出してください。）  
※記入例を参照してください。  
※保育認定（2号認定・3号認定）を希望される方は、該当する下記の書類も提出してください。  
・両親の就労状況等証明書（下表の入所条件に応じて、各証明書等を添付して提出してください）  
・ひとり親世帯等を証明する書類（必要な方）  
・転入に関する誓約書（北方町に転入予定で入所を申込む方）  
・その他世帯の状況により必要となる提出書類（必要な方）  
（例：保育園等の受入可能数（定員）を超えた場合における利用調整を行うための書類等）

入所条件	就労状況等証明書の内容・添付書類
① 就労	証明欄に勤務先の証明済みのもの
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し
③ 疾病等	医師の診断書・障害者手帳の写し
④ 看護等	介護・看護を必要とする人の診断書
⑤ 災害等	災害の内容がわかる証明書
⑥ 求職	求職受付票等の写し（認定期間は2ヶ月です） ※就職先が決まり次第就労証明の提出が必要となります
⑦ 就学	時間割及び在学証明書等
⑧ その他	事由により必要と認める書類



※関係書類の記入漏れや提出書類の添付漏れがないよう、よくご確認のうえお申込みください。受付期間内に書類等の提出がない場合や提出いただいた書類等にて保育の必要性等が確認できない場合、入所できないことがあります。

※提出後、記載内容等に変更が生じた場合は必ずその都度、就労状況等証明書の再提出をお願いします。なお、入所後も確認のため毎年提出していただきます。

### ○入所決定

教育認定の方は、1号認定区分における施設の受入可能数（定員）を超えなければ入園を承諾します。

保育認定の方は、教育認定と同様に2号認定、3号認定区分における施設の受入可能数（定員）を超えなければ、乳幼児の家庭の状況等、入所条件等から保育の必要性を総合的に判断し入所を承諾します。

## ○発送スケジュール

1号認定		2・3号認定	
施設利用決定通知	9月下旬	仮決定通知	12月下旬
		施設利用決定通知	翌年3月中旬
利用契約決定通知書	翌年4月上旬	支給認定通知書	
		利用契約決定通知書	翌年5月中旬

## 定員を超えた場合の選考基準について

教育認定の方（1号認定）については、抽選となります。

保育認定の方（2号認定、3号認定）は、入所希望者が保育所等の受入可能数（定員）を超えた場合は、入所理由によって入所すべき緊急性の高い乳幼児を優先して入所決定します。第1希望に入所できない場合は、第2、第3希望となるか、入所待ちになります。優先事由は原則として次のとおりです。

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| ①ひとり親家庭                   | ⑥保護者が育児休業後に復職、又は予定である場合 |
| ②生活保護世帯（就労により何か自立が見込める場合） | ⑦兄弟姉妹が同一の保育所の利用を希望する場合  |
| ③生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合   | ⑧地域型保育事業による保育を受けていた場合   |
| ④虐待やDVを受けるおそれのある場合        | ⑨その他、各号に類する事由に該当する場合    |
| ⑤子どもが障がいを持っている場合          |                         |

## 利用料等について

	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	無償	無償	市町村民税をもとに決定
給食費	主食費 800円 副食費 <u>3,400円※</u>	主食費 900円 副食費 <u>3,700円※</u>	
教材費	420円	440円 (※町立こども園のみ420円)	
その他	<p><b>【町立保育園】</b>                      傷害保険代の一部負担金（年額240円）                      保護者会費（年額3,000円）                      保育材料費 等</p> <p><b>【町立こども園】</b>                      傷害保険代の一部負担金（年額210円）                      保護者会費（年額3,000円）                      行事経費 等</p> <p><b>【ちびっこ園。】</b>                      連絡帳代200円（なくなり次第購入）                      ※その他、詳しくは園へお問い合わせください。</p>		



※令和5年度実績

## ○保育料について

園児の属する世帯の当該年度分（4月から8月までにあたっては前年度分）の市町村民税を保育料徴収額表に照らし合わせて決定されます。保育料の掲載された「利用契約決定通知」は、5月中旬頃に配布予定です。

## ○副食費について

世帯の所得などにより、免除される場合があります。詳細につきましては P.7 の「副食費の免除対象について」をご確認ください。

## ○保育料と副食費の算定方法について

父母それぞれの市町村民税の合計額（配当控除や住宅借入金控除、寄附金控除等をする前の額）により決定します。

4～8月：令和5年度（令和4年中の所得に基づく）市町村民税  
 9～3月：令和6年度（令和5年中の所得に基づく）市町村民税

※家庭の状況によっては、同居の祖父母等の市町村民税額等により決定する場合があります。

※3号認定のお子さんが、年度の途中で3歳になっても、その年度の保育料は変わりません。その翌年度から無償化の対象となります。

## ○支払方法について

### 【町立保育園・こども園】

保育料と給食費、教材費は口座振替でお支払いいただきます。利用可能な金融機関は、大垣共立銀行、ぎふ農業協同組合、十六銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜商工信用組合、岐阜信用金庫、三菱UFJ銀行です。

※ゆうちょ銀行はご利用いただけません。

※引き落としができなかった等の理由で納付書で支払う場合、三菱UFJ銀行はご利用いただけません。

### 【ちびっこ園。】

保育料は施設での徴収となります。

## 保育料について（3号認定）

- ①同一世帯から2人以上の児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、情緒障害型短期治療施設を利用している場合は、年齢の高い順に数えて、
- ・2番目の児童の保育料は半額となります。
  - ・3番目以降の児童の保育料は無料となります。
- ※兄弟が他の幼稚園等に入園している場合は、「在園証明書」等の提出が必要です。  
 なお、その他の対象の方と受けられる免除等については以下のとおりです。

ひとり親世帯等	第3～第6階層までの世帯の第2子以降無料
ひとり親世帯等の第6階層までの世帯	算定対象となる子どもの年齢制限等を撤廃
ひとり親世帯等以外の第4階層までの世帯	
ひとり親世帯等の第7階層	算定対象となる子どものうち18歳未満の子どもの中で第3子以降は無料
ひとり親世帯等以外の世帯の第5、6、7、階層の世帯	

- ②離婚・死亡・婚姻等により、保育料の算定に係る世帯員が異動した場合や、家屋が火災、風水害、震災、その他の災害により著しい被害を受けた場合は、申し出てください。翌月より保育料が減額になる場合があります。

③「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいいます。申請の際はひとり親世帯等を証明する書類の提出が必要です（ひとり親医療受給者証や障害者手帳等のコピー）。なお、金額につきましてはP.7の「保育料徴収額表」をご覧ください。

1. 母子家庭、父子家庭
2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者が世帯にいるとき
3. 特別児童扶養手当の支給対象児が世帯にいるとき
4. 障害基礎年金等の受給者が世帯にいるとき

## 保育料徴収額表 令和5年度

※3歳未満児の非課税世帯及び3歳以上児の保育料は0円です。

※3歳未満児の令和6年度保育料徴収額表は法改正により変更する場合があります。

各年度4月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児		参 考		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間			
第1	生活保護世帯等	円 0	円 0	年収 260万円未満相当		
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。）市町村民税非課税世帯	0	0			
第3	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。）市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外	3,600 8,200	3,550 8,100	年収 330万円未満相当
第4		48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外	6,100 12,200	6,000 12,000	年収 360万円未満相当
第5		57,700円以上63,300円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外	6,100 12,200	6,000 12,000	年収 470万円未満相当
第6		63,300円以上77,101円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外	9,000 18,400	9,000 18,200	
第7		77,101円以上97,000円未満	18,400	18,200	年収 640万円未満相当	
第8		97,000円以上110,000円未満	26,000	25,700		
第9		110,000円以上169,000円未満	30,300	30,000	年収 930万円未満相当	
第10		169,000円以上301,000円未満	41,800	41,300		
第11		301,000円以上397,000円未満	42,600	42,000	年収 1,130万円未満相当	
第12		397,000円以上	47,600	46,800		

## 副食費の免除対象について（1号認定・2号認定）

### ●1号認定

第1階層（生活保護世帯）	1子	2子	3子	
第2階層（年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	◎	◎	◎
	その他	◎	◎	◎
第3階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	◎	◎	◎
	その他	◎	◎	◎
第4階層（年収360万円相当以上）	×	×	◎	

◎：副食費免除対象者  
×：副食費免除対象外



※多子カウントは、小学校3年生以下の最年長の子どもから第1子、第2子…と数えます。

### ●2号認定

		ひとり親家庭等以外の世帯		
参 考	保育料階層	1子	2子	3子
—	1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
年収360万円未満相当	2～4（所得割額57,700円未満）	◎	◎	◎
年収470万円未満相当	5～7（所得割額57,700円以上97,000円未満）	×	×	◎
年収471万円相当以上	8～12（所得割額97,000円以上）	×	×	◎

		ひとり親家庭等世帯（母子、父子家庭・障がい児（者）同居世帯）		
参 考	保育料階層	1子	2子	3子
—	1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
年収360万円未満相当	2～6（所得割額77,101円未満）	◎	◎	◎
年収470万円未満相当	7（所得割額77,101円以上97,000円未満）	×	×	◎
年収471万円相当以上	8～12（所得割額97,000円以上）	×	×	◎

◎：副食費免除対象者 ×：副食費免除対象外

※多子カウントの方法は従来の保育料と同じ（未就学児で保育所等に通っている子どもの中での順番）

※ひとり親家庭等以外の世帯の5～7（所得割額55,700円以上97,000円未満）及びひとり親家庭等世帯の7（所得割額77,101円以上97,000円未満）の階層については18歳未満の子どもの中で3子以降を対象にした補助を行います。（対象者には別途連絡いたします）

## 企業主導型保育事業について

国の補助を受けて企業が実施する保育事業です。地域のお子さんの受け入れが可能な施設もあります。利用料金や空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。地域枠で企業主導型保育事業を利用する場合支給認定書の交付が必要となる場合があります。必要な方は支給認定申請書を提出してください。

施設名	住 所	電話番号	設置者
和光会保育園バンビ北方	曲路2丁目137番地	216-8111	社会福祉法人 和光会
鹿野クリニック企業主導型保育園プルート	高屋白木2丁目73番地	216-8222	医療法人 鹿野クリニック

※町外施設につきましては岐阜県のホームページの「岐阜県内認可外保育施設一覧」をご確認ください。

## 障がい児保育について

町内の保育所では集団保育に支障のない、中・軽度の障がい児を受け入れています。入所の承諾などは面接等によりご相談させていただきます。詳しくは、福祉子ども課までお問い合わせください。

## 広域保育について

保護者の勤務の都合等により、北方町の保育所の保育時間内に送迎が不可能な場合は、保護者の一方の勤務地がある市町村の保育所へ入所が可能です。ただし、受入市町村の事情・受入基準等により、ご希望に添えない場合があります。詳しくは、福祉子ども課までお問い合わせください。

## 北方町立保育園3園

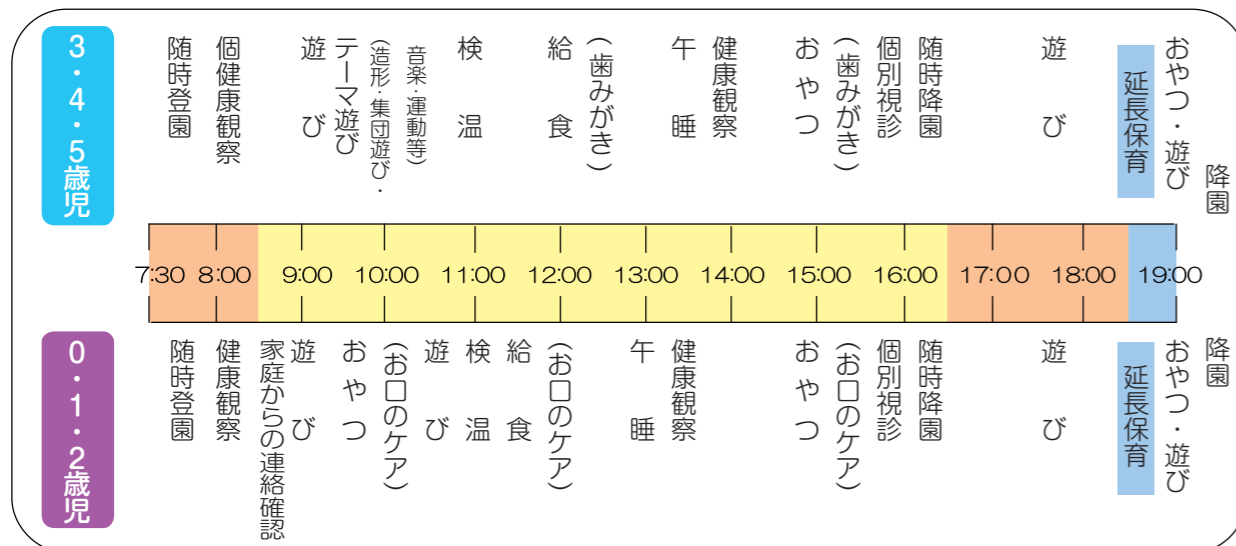
北方町の保育園では「心身共に健康でたくましい子」を保育理念として、4つの保育目標を柱に掲げて、子ども達の健やかな成長を支えていくように計画をたてて保育をしています。

- <保育目標> ★ 自主的に行動する子      ★ 元気よく遊び 思いやりのある子  
 ★ 最後までやりとす子      ★ のびのびと表現できる子

## 園行事 令和5年度

月	園児のみ参加の行事	保護者参加の行事	みんなであそぼう	食育活動	保健行事
4	歓迎会 交通安全教室	入園式 進級式 保護者会総会 個別懇談	なかよしようね	いちごの収穫	
5	遠足		遠足ごっこ	野菜の苗植え	歯科検診
6	小学校との交流【年長児】	保育参観	おもしろみつけ	じゃがいもの収穫 作って食べよう (カレー)	歯と口の健康週間 定期健康診断 尿検査
7	七夕会 夏まつり プール開き		夏まつり	野菜の収穫 (ナス・トマト・ 枝豆・ピーマン)	
8	連れ去り防止教室 プール納め		水あそび		
9			運動あそび		
10	福祉運動会【年長児】 いも掘り 遠足 人形劇	運動会 個別懇談 福祉フェスティバル【年長児】 親子遠足【年長児】	運動会	さつまいもの収穫 作って食べよう	歯科検診
11	小学校との交流【年長児】	文化祭【年長児】 フリー参観	自然物であそぼう	いちごの苗植え	定期健康診断
12	クリスマス会		クリスマス		
1			お正月あそび		新入園児健診 及び説明会
2	節分・豆まき 小学校との交流【年長児】	生活発表会 保護者会総会	ごっこあそび		
3	お別れお楽しみ会【年長児】 修了式【年長児以外】	卒園式【年長児】	思い出いっぱい	じゃがいもの植え付け	
毎月の行事	命を守る訓練(保育安全、交通安全、災害避難、防犯) 誕生会 発育測定 図書貸出し				
その他の行事	おはなしポケット(読み聞かせ) 体操教室 英語であそぼう リズム遊び サッカー教室				
5月~3月	園庭開放(第1・第3木曜日午前10:00~11:00)				

## 園での一日



※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

## 北方町立こども園

町立こども園では、「心身ともに健康でたくましい子を育む」を教育・保育方針として、学びの基礎となる豊かな体験活動を展開することが主な特色です。

### 園の特色

- 自由遊び  
遊びを選択し体全体で楽しむことを通して、追究しやり切る力を育みます
- 交流活動  
地域の方々、各学校との交流などにより、人と関わる力や郷土愛を育みます
- 自然や文化的体験活動  
野菜の栽培、英語や音楽、運動などを通して、知的好奇心や表現力を育みます
- 学校との連携  
学校との連携を密にすることで、円滑な就学へつなげます
- 保護者とともに進める子育て  
保護者との日々の相談を大切に、子育てを楽しめるように支援します

## 園行事 令和5年度

月	園児のみ参加の行事	保護者参加の行事	保健行事・その他
4	前期始業式 進級式 新入園児歓迎会	入園式 保育参観 保護者会総会	内科健康診断①
5	交通安全教室 春の遠足	個別懇談	歯科検診① 尿検査
6	プール開き 時の太鼓見学【年長児】	保育参観	入園説明会
7	七夕会 木育教室		夏季休業開始(幼コース)
8			夏季休業終了(幼コース)
9	防災指導		
10	前期終業式 運動会 後期始業式 秋の遠足 芸術鑑賞教室	個別懇談	歯科検診②
11	文化祭参加【年長児】 園外保育(秋みつけ)	家族ふれあい参観	内科健康診断②
12	冬のお楽しみ会		冬季休業開始(幼コース)
1	文化財防火デー【年中・年長児】		冬季休業終了(幼コース) 新入園児一日入園
2	ふれあい合唱集会【年長児】	保育発表会	入園説明会
3	お別れ会 修了式 お別れ遠足【年長児】	卒園式	
年間	誕生会 英語活動【年中・年長児】 安全指導(生活・防犯・交通・災害) 発育測定(身長・体重) 学園・岐阜農林高等学校との交流 子どもサミット		
5~2月	なかよし広場(未就園児対象) ※開催日程は広報でお知らせ		

## 園での一日

3・4・5歳児	幼稚園コース	登園	給食	給食	降園	おやつ・遊び	預かり保育	預かり保育終了
	幼稚園教育 9:00~14:00		クラス活動	給食	自由遊び	おやつ・遊び	預かり保育	預かり保育終了
0・1・2歳児	幼保コース	随時登園	給食	給食	午睡	おやつ・遊び	保育短時間終了	延長保育
	随時登園	おやつ・遊び	おやつ・遊び	給食	午睡	おやつ・遊び	保育短時間終了	延長保育

7:30 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00

☆一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。



夏の遊び



夏まつり



クリスマス会



ハロウィーン

## 小規模認可保育事業所 ちびっこ園。

～ 毎日が成長する日 ～

ちびっこ園。では、園で過ごす一日一日を“毎日が成長する日”と考え、子どもたちと向き合っています。目に見える変化に大小はありますが、成長していく姿をしっかりと見届け、保護者の皆さまと一緒に喜んでいきたいと考えています。

小規模だからできるきめ細かく、質の高い保育を実践することで、子どもたちに“笑顔と成長”を、保護者の皆さまに“安心と満足”をご提供します。

## 園行事 令和5年度

4月	お花見 野菜の苗植え	5月	大切な人 プレゼント作り	6月	歯磨き指導 プール開き	7月	七夕 野菜収穫
8月	盆踊り 野菜収穫	9月	敬老の日 プレゼント作り 園祭り	10月	消防署見学 遠足	11月	芸術鑑賞会 勤労感謝
12月	餅つき 大掃除 クリスマス会 終業式	1月	初詣 書き初め 運動会	2月	豆まき 太巻き作り 運動会	3月	ひな祭り お別れ会 卒園式

年間行事は新しいものが増えたり、中止になることがあります。  
最新の情報はHPIに掲載しておりますのでそちらをご確認ください。



ちびっこ園。  
HP



ちびっこ園。  
Instagram

## 園での一日

0・1・2歳児	7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:30
	随時登園	健康観察	家庭からの連絡確認	自由あそび	朝の会	おやつ	設定保育遊び	給食	(お口のケア)	午睡	遊び	おやつ	(お口のケア)

※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

## 幼児教育

「習い事」としてではなく「遊び」の中から、学ぶ楽しさを感じてほしいと考え、「英語」や「キッズピクス」「習字」「サッカー」「クッキング」などの幼児教室を行っております。他にも、子どもたちの「学ぶ意欲」をかきたてるものがあれば、随時取り入れていきたいと考えております。

## 園概要

運営 株式会社 わづら  
形態 小規模認可保育事業 B型  
認可 平成27年4月1日から